

安保法が施行

他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法が二十九日午前零時に施行された。戦後の歴代政権は武力行使が許されるのは、日本が攻撃を受けたときのみとしてきた。だが、安保法の施行

により、日本は攻撃されていなくても戦争参加が可能になった。 関連③④面、論説⑤面

安保法は自衛隊法など十の改正法と新法「国際平和支援法」の計十一の法律で構成。安倍晋三首相は二

十八日の参院予算委員会で「国民の命を守り抜く必要な自衛のための措置は何かを考え抜いた」と述べた。

集団的自衛権の行使容認に関しては「他国への攻撃で国民の生命が根底から覆される明白な危険がある」場合を存立危機事態として武力行使できるとした。事態の認定は、政権の「総合判断」に委ねられる。

周辺事態法を改正した重

要影響事態法は、米軍の戦闘支援を日本周辺から他国軍を含む世界規模に拡大。自衛隊活動に関し「非戦闘地域」の考え方をなくし、より戦闘に近い場所でも活動できる。国際平和支援法は日本の安全と直接関係なくとも他国軍支援を世界中で随時できるようにし、非戦闘地域の限定も外した。

突発的な衝突で攻撃された米艦を守る「平時の米艦防護」も可能にした。

国連平和維持活動（PKO）に関しては、離れた非政府組織（NGO）職員などを守る「駆け付け警護」や治安維持活動ができるよ

改正武力攻撃事態法／改正自衛隊法
<ul style="list-style-type: none"> 存立危機事態を新設、集団的自衛権行使が可能に 自衛隊による在外邦人救出や平時の米艦防護も解禁
重要影響事態法(改正周辺事態法)
<ul style="list-style-type: none"> 重要影響事態を新設、支援内容も拡充 日本の周辺に限らず、米軍や他国軍の後方支援が可能に
国際平和支援法
<ul style="list-style-type: none"> 他国軍の後方支援のための自衛隊派遣が随時可能に 活動地域を「非戦闘地域」から「戦場以外」に拡大
改正国連平和維持活動(PKO)協力法
<ul style="list-style-type: none"> 武器使用基準を緩和、「駆け付け警護」などが可能に 国連の枠組み以外でも自衛隊派遣

安全保障関連法の主な内容

3/29
4/7/15